

令和 7 年 3 月 19 日

令和 7 年度 処遇改善加算に係る賃金等の処遇改善について

社会福祉法人当麻柏陽会

○ 加算算定事業所

特別養護老人ホーム当麻柏陽園	当麻柏陽園第 1 デイサービスセンター
短期入所生活介護当麻柏陽園	当麻柏陽園第 2 デイサービスセンター
地域密着型特別養護老人ホーム当麻柏陽園	訪問介護事業所当麻柏陽園
短期入所生活介護（ユニット型）当麻柏陽園	

（予防、総合事業含む）

○ 加算算定期間

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

○ 賃金改善期間

令和 7 年 6 月～令和 8 年 5 月

○ 賃金改善の内容について

① 基本給の改善（4 月）※

② 一時金の支給（3 月）※

常勤介護員に対して 1 ヶ月分、再雇用者は 0.5 ヶ月分、パートは 1 万円を 3 月に賞与として支給する。

③ 処遇改善手当の支給（夜勤パートのみ）※

夜勤パート職員に対して、夜勤 1 回につき 3,000 円を処遇改善手当として支給する。

④ 特定処遇改善手当の支給 ※

以下の金額を特定処遇改善手当として各月支給する。

経験・技能のある介護職員

- ・夜勤を月 2 回以上行う職員に対し、月額 32,000 円を支給。
- ・それ以外の職員は、月額 15,000 円を支給。

その他の介護職員（経験・技能のある介護職員以外の介護職員）

- ・夜勤を月 2 回以上行う職員に対し、月額 20,000 円を支給。
- ・それ以外の正職員介護員は、月額 5,000 円を支給。
- ・再雇用介護員及び特養パート職介職員のうち、介護福祉士を有し勤続 10 年の職員に月額 5,000 円、それ以外の職員に月額 2,500 円を支給。

「経験・技能のある介護職員」の基準

- ① 正職員で介護福祉士資格を有し、法人内の他職種での経験を含む勤続 10 年以上の介護職員。
- ② 主任介護員又は副主任介護員又はリーダー・ユニットリーダー（介護福祉士資格保有）
- ③ 夜勤を月 2 回以上行う再雇用介護職員で、介護福祉士の資格を有し、多職種での経験を含む勤続 10 年以上の介護職員。

※ケアハウス介護職員は対象外

⑤ 処遇改善支援手当の支給

以下の金額を処遇改善支援手当として各月支給する。

正職員			再雇用			パート
介護員		その他の職種	介護員		その他の職種	1,000 円
夜勤 2 回以上	その他	3,000 円	夜勤 2 回以上	その他	1,500 円	
11,000 円	6,000 円		11,000 円	3,000 円		

※ケアハウス介護員は『その他の職種』の金額を支給

※ケアハウス職員分は軽費老人ホーム低所得者利用料減免補助事業における処遇改善を原資とする。居宅職員分は全額事業所負担。

⑥ ベースアップの実施

正職員及び再雇用職員で 3,300 円、パート職員で時給 20 円のベースアップを行う。

※・・・介護職員のみ対象（その他の職員の改善分については、全額事業所負担）

①②③・・・旧処遇改善加算分の賃金改善

④・・・旧特定処遇改善加算分の賃金改善

⑤・・・旧ベースアップ支援加算分の賃金改善

⑥・・・新しい処遇改善支援補助金・処遇改善加算の増分の賃金改善

【賃金改善以外の処遇改善の実績（職場環境等要件）】

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇が取得しやすい環境の整備 ⑫業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	⑬介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑰タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ⑱高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ⑲５Ｓ活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	㉑ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉒地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉓利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉔ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

区分	具体的内容
入職促進に向けた取り組み	④当麻町や近隣市町村の中高生の職場体験の受入れを毎年実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑧年１回管理職（施設長・事務局長等）とのキャリア面談を実施
両立支援・多様な働き方の推進	⑫メンタルヘルス等に係る外部の相談窓口を職員周知（令和３年４月）
腰痛を含む心身の健康管理	⑭短時間勤務労働者も含む全職員に健康診断及びストレスチェックを毎年実施。職員休憩室の整備（平成３１年４月）
生産性向上のための取組	⑰センサーマット、ベッド内蔵離床センサー等の見守り機器を導入
やりがい・働きがいの醸成	㉑勤務環境やケア内容の改善のための部署内ミーティングの実施